

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和4年1月28日(金) 開会 午後 3時 閉会 午後 4時
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長 川人 泰博
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美 13番委員 植田美恵子 14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 瀬畑 俊夫 2番委員 安廣 貴明 7番委員 宮崎 学 10番委員 安瀨 和子</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p>18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>14番委員 兼田 博行 16番委員 浦川 昌夫</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>(農地関係議案)</p> <p>付議案件</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地転用の事業計画変更申請の審議について 第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について 第5号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第6号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(1)農地関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について 3. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第18条第6項の処理について 5. 農地改良届について 6. 農地の転用制限の例外(法第4条)による届出について 7. 農地であることの証明について 8. 地目変更登記に係る照会に対する回答について 9. 転用届出の取消(4条届出)について 10. 転用届出の取消(5条届出)について 11. 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

	12. 告発に対する処分決定の報告について
--	-----------------------

(開会 午後3時)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は川人会長が務めることとなっております。進行をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今から、令和4年1月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える17名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号18番 政岡 茂委員、19番 市岡 沙織委員です。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号2番 岸本 昇委員と、議席番号11番 板東 美佐緒委員の両名を指名します。よろしくお願いいたします。

では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われまます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後879aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

2番と3番は譲受人が同じなのでまとめて説明させていただきます。譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、2番案件では農地1筆、3番案件では農地2筆に許可日から5年間使用貸借権の設定を行うものです。譲受人の耕作面積は許可後80aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後42aに至り、譲受人は対象地において、水稲や野菜の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による部分贈与で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後207aに至り、譲受人は対象地において、水稲や野菜の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上5件で、対象地は、田4,255㎡、畑390㎡、計4,645㎡です。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議について、ご説明します。議案書3ページを御覧ください。

1番と2番は、添付書類が整わなかったため、保留とします。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、建設業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

この案件につきまして、法定の添付書類は整っており、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場であるため、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模であるため地区審査を実施しました。

第2号議案は、3番案件のみ、1件で、地目は、田のみ1,629㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場1,629㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、3番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月19日の午後2時より、3番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、浦川推進委員と私の委員2名、転用者側2名、事務局2名の6名です。申請対象の農地は、国府町府中宇長楽寺にあり、2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。造成については、山土で20cm盛土し、転圧します。排水については、雨水のみであり、地下浸透及び集水柵を新設し、西側水路に排水することによって、地元土地改良区からの排水同意書と意見書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても配慮されているため、国府地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくをお願いします。

議長 地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、本案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1番と2番案件を保留とし、3番案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については1番と2番案件を保留とし、3番案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議について御説明します。議案書4ページを御覧ください。

1番は、平成27年3月に5条許可を受けていたものです。転用目的は運動場で、今回の変更内容は、土地利用計画図において、対象地の中央部分にフェンス柵を設置するものです。転用者は、医療法人であり、療養者のリハビリや歩行訓練を行う運動場とする計画でしたが、実際に利用するにあたり、現地は高低差があり、危険防止を図るとともに、入院患者が離院するリスクを避ける必要があることから、フェンス柵を設置することにより西側半分は入院患者のリハビリ運動場に、東側半分は介護保険施設・デイケア等の利用者の歩行訓練・散歩用地として利用するものです。また、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。本案件につきましては、今回の変更に伴った資料一式が提出されており、農地法に規定されている許可要件を満たしているものと思われます。

第3号議案は以上1件で、地目は、田のみ631㎡で、転用目的の内訳は、その他施設用地です。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地転用の事業計画変更申請については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案については、本案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、次の議案の審議に移ります。第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について、御説明させていただきます。議案書5ページを御覧ください。今月の申請は1件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番案件の対象地は6筆、7,097㎡で、全ての土地で継続して耕作状態にあります。

第5号議案は以上1件で、対象地は田、5,963㎡、畑、1,134㎡、合計で7,097㎡となっています。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第4号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については本案件を承認することに決定いたしました。それでは、次の議案の審議に移ります。

第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてを開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について御説明します。議案書6ページを御覧ください。

1番は、相続税猶予対象地に問題なく、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

第5号議案は以上1件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田3,784㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については本案件を承認することに決定いたしました。それでは、次の審議に移ります。

第6号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、大貝美治委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。議案書7ページを御覧ください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われれます。今月は新規設定が12件、再設定が21件で合計33件となっており、そのうち、賃貸借権が20件、使用貸借権が13件となっております。なお、4番案件について、新規就農面談を実施しました。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から12番が多家良地区22筆・12件、13番から16番が勝占地区17筆・4件、17番が八万地区2筆・1件、18番が上八万地区1筆・1件、19番から20番が応神地区3筆・2件、21番から24番が川内地区5筆・4件、25番から29番が南井上地区10筆・5件、30番から33番が北井上地区・6筆・4件となっております。

利用権設定については以上で、田39筆・40,285㎡、畑27筆・27,907㎡の合計66筆・68,192㎡となります。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に面談にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、4番の新規就農面談に参加していただいた、多家良地区の瀬畑委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

瀬畑委員 1月13日の午後1時30分から4番案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。参加者は井川委員と私の委員2名と、譲受人1名、事務局2名の5名です。

借受人はこの度の申請地で、花卉の栽培を計画しております。借受人は現在、アル

バイトをしながら、以前から興味があった農業を始めるため、農地を探していたところ、知り合いの紹介で、今回の申請に至ったものです。農業経験は1年ほどで、去年グラジオラスの栽培を手伝った経験があります。今年は、6,000株から12,000株を、10月に出荷できるよう計画しています。農機具に関しては、必要最低限のものを準備し、足りないものは、知り合いからリースする予定で、農機具について、問題はありません。結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、多家乡地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地区就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。議案書12ページを御覧ください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。3件受理しました。

13ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出についてです。2件受理しました。

14ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。15ページに渡り12件受理しました。

16ページを御覧ください。4番は、農地法第18条第6項の処理についてです。1件受理しました。17ページを御覧ください。5番は農地改良届についてです。1件受理しました。

18ページを御覧ください。6番は農地の転用制限の例外による届出についてです。1件受理しました

19ページを御覧ください。7番は農地であることの証明についてです。1件受理しました。

20ページを御覧ください。8番は地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。2件回答しました。

21ページを御覧ください。9番は4条転用届出の取消についてです。1件取消しました。

22ページを御覧ください。10番は5条転用届出の取消についてです。1件取消しました。

23ページを御覧ください。11番は農地転用許可後の工事進捗状況報告についてです。24ページに渡り7件受理しました。

11番までの報告事項の説明については以上です。

議長 報告事項の11番まで説明がありましたが、何か御意見等はありませんか。

それでは、報告事項の12番「告発に対する処分決定の報告について」に移ります。
事務局の説明をお願いします。

事務局 【事務局から報告事項の説明】

議長 事務局からの説明は以上ですが、本件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。
続いて事務局より連絡事項がありますのでお願いします。

事務局 【事務局から連絡事項の説明】

議長 連絡事項は以上ですが、何か御質問、御意見等はありませんか。
それでは、以上をもちまして、令和4年1月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございます。